

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>過疎地域</u>における県税の課税免除に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>過疎地域</u>における県税の課税免除に関する<u>条例</u>（昭和45年岩手県条例第32号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>過疎地域等</u>における県税の課税免除に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>過疎地域等</u>における県税の課税免除に関する<u>条例</u>（昭和45年岩手県条例第32号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。